



しぶや青色

令和元年 7月号 第573号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

★ 8月、9月のイベント情報 ★

=== 「融資個別相談会」開催のご案内 ===

近々に融資をご検討されている方、また融資について種々の相談のある方は、ぜひこの機会にお気軽にご来所下さい。日本政策金融公庫の担当の方が対応いたします。

<日 時> 令和元年9月4日(水) 午後1時00分～4時30分

※予約制……お一人につき40分の予定です

<場 所> (一社)渋谷青色申告会館

<相談内容> 事業ローン・経営多角化ローン・教育ローン

<費 用> 無 料

※参考のため、過去2年間分の申告書・決算書、また設備資金の場合は「見積書」等をご持参下さい。

～ 青年部主催 挑戦してみよう！はじめてのパソコン会計 ～

◆ 会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室 ◆

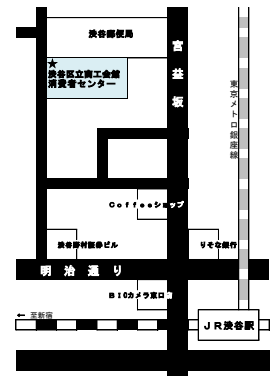
<日 時> 令和元年8月26日(月)

午前9時30分～12時30分(不動産会員向け)

午後1時30分～4時30分(一般会員向け)

<場 所> 渋谷区立商工会館6階クラブ室

<費 用> 無 料



◆◇青色申告会とパナソニックホームズが提携◇◆

○ 青 色 申 告 会 会 員 さ ま 限 定

特典1 建物本体価格の5%割引 パナソニック家電50万円相当プレゼント

特典2 敷地測量・プランニング・資金相談 全面サポート

特典3 あんしん倶楽部無料入会(ご自宅の場合)

特典4 借上げ料率アップ(賃貸住宅の場合)

特典5 金利優遇



住宅賃貸管理サービスも始めました!!!

リフォームも、同様に見積金額5%割引や無料 耐震診断等の特典をご用意しています。

★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03 (3463) 7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>

青色申告会の会員サービス！

青色申告会員ならではの会員サービスをご用意しております。詳しくは、事務局にお問い合わせください。

1. 各種保険共済制度

- ・青色共済・医療保険・傷害保険・交通事故傷害保険・青色ガン保険・自動車保険
- ・自転車保険・火災共済・青色PL保険等

2. ラフォーレ倶楽部の施設利用

全国にあるラフォーレ施設を会員料金で利用できます。
リゾートでゆっくりリフレッシュ。
ゴルフからお子様向け手作り工房などもお楽しみいただけます。

利用してね♪

3. 日本旅行会員割引

企画旅行（国内・海外）が7%割引になります。

4. 大樹生命（旧三井生命）保険の割引

個人で加入している大樹生命の保険料が割引になります。
※一定の条件が必要です。割引率は契約内容により異なります。

5. アフラックのがん保険

CMでおなじみの「アフラックのがん保険」。団体割引になるのでお財布にもやさしい！



国民年金基金は基礎年金に上乗せする公的な年金制度です。

～ 早めのご加入をお勧めいたします・お問い合わせは事務局まで～

税金がおトクで、今にゆとり ・ 年金が増えて、老後にゆとり

税金がお得
払う時も受取る時

基本は
終身年金

加入時に
年金額がわかる

万一の時には

掛金
変更出来る

<どんな人が加入できるの？>

20歳以上60歳未満の自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者および
60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で国民年金任意加入被保険者の方。

ご加入は任意ですが、いったん加入されると、ご自分の都合で任意に脱退
または中途解約することは出来ませんのでご注意ください。



国民年金基金連合会のホームページから将来受け取る年金額のシュミレーションが出来ます

<https://www.npfa.or.jp/>

令和2年分所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額

が変わります！！

平成30年度の税制改正で、次のとおり変わります。

◆ 改正1 個人の方の所得税について

- ・ 青色申告特別控除額が変わります！ (現行 65万円⇒改正後 **55万円**)
- ・ 基礎控除額が変わります！ (現行 38万円⇒改正後 **48万円**)



更に

◆ 改正2 「(改正後) 55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・ e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、
引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます！

	【現行】	【改正1】	【改正2】
(青色申告特別控除)	65万円	55万円	65万円
(基礎控除)	38万円	48万円	48万円
	合計 103万円		合計 113万円

10万円 UP!

○ 改正2の適用を受けるための要件等は次のとおりです。

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

令和元年分確定申告まで

- (1) 正規の簿記の原則で記帳
(複式簿記)
- (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付
- (3) 期限内申告

令和2年分確定申告から

- 改正前と同じ +
- ① e-Taxによる申告(注)
 - 又は
 - ② 電子帳簿保存

(注) e-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出(送信)する必要があります。

○ 10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様になります。

● 都税についてのお知らせ ●

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅

に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<①耐震化のための建替え>

減免の対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和2年3月31日までの間に新築された住宅
上記に加え要件があります。詳細はお問い合わせください。

減免される期間・税額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

<②耐震化のための改修>

減免の対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和2年3月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅
上記に加え要件があります。詳細はお問い合わせください。

減免される期間・税額

改修完了日の翌年度分(1月1日完了の場合はその年度分)から一定期間について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を**全額減免**(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)

申請期限

耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

<減免を受けるための手続き>



①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621(代表)

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

● 青色共済ニュース ●

健康チェックしてますか？

年に一度は、青色共済の「青色ドック」！

日時：令和元年9月10日(火)

午前10時00分～

場所：渋谷区立勤労者福祉会館(予定)

標準検査(13種類) + オプション検査16種類！

先着50名様まで受け付けております。

詳細は事務局までお問い合わせください。

(青色共済にご加入の方は標準検査が3,000円の割引になります。ご加入でない方は標準検査13,000円となります。事務局までお問い合わせください。)

